

令和8年度「千葉県産切花の輸出促進に係る調査事業事業」
企画提案募集に係る質問への回答（令和8年9月29日）

Q 1 : 過年度の報告書（R 6 : 中国、R 7 : 中国、米国）を本企画書作成時に開示可能か。

A 1 : 報告書の開示は行っていません。なお、過年度の委託仕様書（公募用）の共有は可能です。

Q 2 : 開示いただけない場合、事業受託後に開示することは可能か。

A 2 : 開示する予定はありません。

ただし、募集要項「9 委託契約」に記載している通り、「詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する」こととしています。

Q 3 : 現地調査の実施方法について、「2 か国・地域以上において、現地調査（卸売、花き小売店、輸入事業者等へのヒアリング）を実施する」とあるが、受託者スタッフが渡航して行う調査に加え、現地の提携先スタッフによる対面ヒアリングや、オンラインでのヒアリングを組み合わせる方法も、現地調査として認められるか。

A 3 : お見込みのとおりです。

Q 4 : 輸出候補国・地域の範囲について、令和6・7年度にプロモーションを実施した中国（北京・上海）及び米国（グアム）は、今回の輸出候補国・地域の選定対象に含めるべきか。あるいは、新たな国・地域を中心に選定することを想定しているか。

A 4 : 輸出候補国・地域については、提案をお願いします。

なお、県では、令和6年度に「千葉県農林水産物輸出活性化取組方針」を策定し、「輸出ポテンシャル品目」ごとの輸出ターゲット国・地域について調査結果を公表しています。下記URL（P.13）をご参照願います。

https://www.pref.chiba.lg.jp/nousui/keikaku/yushutsu/documents/toriku_mihousinzenbun.pdf

Q 5 : 調査対象とする県産切花の品目・品種について、調査の前提となる県産切花の品目・品種（サンダーソニア等）について、県として想定されているものがあれば教えて欲しい。また、品目別の生産量や主要産地などの資料を提供いただくことは可能か。

A 5 : 品目・品種について、想定していません。なお、県産切花の主な品目については、下記URL（P.130、131）をご参照願います。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/nousui/toukeidata/nourin/documents/r8doukou-reference.pdf>

Q 6 : パイロット実施案の位置づけについて、パイロット実施案（実施時期・取扱数量・商流・K P I 等）は提示までが本業務の範囲であり、実際の試験輸出等の実施は含まないという理解でよいか。

A 6 : お見込みのとおりです。

Q 7 : 国内関係者へのヒアリングについて、県内の生産者・生産者組織や、成田空港から輸出している花き輸出事業者へヒアリングを行う場合、県からヒアリング先をご紹介いただくことは可能か。

A 7 : 県からの紹介は行いません。

Q 8 : 報告書及び中間報告について（仕様書5）、報告書の分量や様式の指定、県による公表の予定、中間報告の要否について教えて欲しい。

A 8 : 分量及び様式については、指定はありません。また、公表の予定はなく、中間報告についても、特に定めていません。

Q 9 : 委託料の支払いについて、募集要項9（3）に「委託料の支払いは、全ての業務の履行後を原則とする」とあるが、概算払い（前金払い）による一部支払いの可否について教えて欲しい。

A 9 : 募集要項に記載のとおり、委託料の支払いは、全ての業務の履行後を原則としており、概算払い（前金払い）は想定していません。

Q 10 : プレゼンテーション・ヒアリングの実施形式について、令和8年10月中旬に予定されている委員会の実施形式（対面／オンライン）及び所要時間の目安（発表・質疑それぞれの時間配分等）を教えて欲しい。

A 10 : 実施形式は対面、所要時間はプレゼンテーション・質疑含め30分程度（うちプレゼンテーションは15分以内）を予定しています。

Q11 : 「輸出重点品目のうち「切花」は、令和6年度に中国（北京・上海）、令和7年度に中国（上海）及び米国（グアム）でプロモーション等を実施したところ、サンダーソニア等の一部品目で現地評価が高く、輸出拡大の可能性が確認された。」との記載があるが、サンダーソニア以外に現地評価が高かった品目・品種があれば、参考情報として具体的に教えて欲しい。

A11 : アリウム（コワニー）、カラー（ウェディングマーチ）、ラナンキュラス、ダリア、ニゲラ、エンドウ、ユリ等について、現地の関心が高い結果となりました。

Q12 : 「上記において選定した3～5か所の輸出候補国・地域のうち、有望と思われる2か国・地域以上において、現地調査（卸売、花き小売店、輸入事業者等へのヒアリング）を実施する」について、委託料の上限（400万円）内で質の高い現地調査を実施する観点から、現地調査対象は2か国・地域とする提案も可能という理解でよい（3か国・地域以上が必須ではないことの確認）。

A12 : お見込みのとおりです。

Q13 : 「現地調査（卸売、花き小売店、輸入事業者等へのヒアリング）を実施する」について、現地調査の実施にあたり、受託者本体の担当者が現地へ渡航して実施する方法に加え、現地在住の協力者（現地語対応・業界知見を有する者等）を通じて実施する方法も可能か。

また、その場合の当該協力者への謝礼・業務委託は、企画提案募集要項9（2）ウ「業務の一部の再委託」に該当し、事前承諾が必要という理解でよい。

A13 : お見込みのとおりです。

Q14 : 「諸外国で開催される花き展示会について、開催概要、来場者属性、出展効果等を調査する」について、本調査は、主催者公表資料等によるデスクトップ調査を基本とし、必要に応じて現地関係者へのヒアリングを組み合わせる形で実施してよい。展示会現地への渡航・視察は必須要件か。

また、調査対象とする花き展示会は、仕様書4（1）で選定する3～5か所の輸出候補国・地域で開催されるものに限定されるか。それとも、選定した候補国・地域以外で開催される花き展示会（例えば、世界的に著名な花き見本市等、販路開拓の観点から有益と考えられるもの）を調査対象に含めてもよいという理解でよろしいか。

A14 : 花き展示会の調査にあたり、現地への渡航は必須ではありません。

また、花き展示会については、選定した候補国・地域以外も調査対象に含めていただくことが望ましいです。

Q15：「優先国・地域と優先品目を設定し、実証的な輸出展開を見据えたパイロット実施案（実施時期・取扱数量・商流・KPI等）を提示する」とあるが、本パイロット実施案は机上の計画提示にとどまり、実際の試験輸出やサンプル出荷等の実施自体は本業務の範囲に含まれない理解でよい。

A15：お見込みのとおりです。

Q16：本業務の成果物は電子データによる報告書の提出のみであり、生産者向け説明会や県庁内での報告会等の実施は求められていない理解でよい。もし想定される場合、回数・形式（対面／オンライン）を教えてください。

A16：お見込みのとおりです。

Q17：「契約に当たっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。なお、契約保証金は免除する場合がある」とあるが、契約保証金の免除の対象となる条件があれば、教えてください。

A17：千葉県財務規則第九十九条第2項各号のいずれかに該当する場合です。

○ 千葉県財務規則（昭和三十九年三月三十一日規則第十三号の二）（抄）

（契約保証金）

第九十九条 契約担当者は、契約の相手方をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者として履行保証保険契約を締結したとき。

二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他の予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

三 令第百六十七条の五及び第百六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

六 契約の履行が確実な相手方と随意契約を締結する場合において、契約金額が百万円を超えないとき又は契約の性質により契約保証金を徴する必要がないとき。

七 国又は公法人若しくは公益法人と契約をするとき。

3・4 （略）

※令：地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

以上